

愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金条例（平成二十七年十月十六日  
愛知県条例第四十八号）

（設置）

第一条 愛知県名古屋飛行場及びその周辺の航空機に関する施設の見学者の受入れの拠点となる施設における航空機に関する展示物の整備に必要な財源を確保するため、愛知県名古屋飛行場等見学者受入拠点施設展示物整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（基金への繰入れ）

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

（運用）

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、愛知県名古屋飛行場及びその周辺の航空機に関する施設の見学者の受入れの拠点となる施設における航空機に関する展示物の整備のための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則（平成二十七年十月十六日条例第四十八号）

この条例は、公布の日から施行する。